

8月27日、キューバ政府は、国営放送「メサ・レドンダ」にて、ハバナ県における各種防疫措置を強化する旨発表しました。下記措置は、9月1日から実施されます。

また、9月15日の時点で新型コロナウイルスの感染状況に変化がない場合には、下記措置の継続及び新たな措置の追加が検討されます。

#### ●移動制限

- ・午後7時から翌午前5時までの人及び車両の移動禁止（違反車両はナンバープレートを剥奪）
- ・車両（私用車含む）、バイク、その他の交通機関による移動を大幅規制
- ・私用車に対し15日間ガソリンの販売を制限（禁止ではなく制限としています）
- ・ハバナ県の出入りを厳に制限。ハバナ県入口に12の検問所を設置。県を出入りする場合、事前申請と防衛理事会による許可が必要（許可が付与されるのは例外のみ）

#### ●商店等

- ・移動販売業を制限
- ・外貨ショップを含むスーパーや商店等の営業時間を月曜日から土曜日は午前9時から午後4時まで、日曜日は午前9時から午後1時までに制限
- ・兌換ペソ（CUC）で購入可能な店舗については、居住する市の店舗での購入に制限（身分証の提示が必要）（但し、外国人には本制限は適用されない）

#### ●罰則等

各種措置の違反者に対する罰則を強化（マスクの不着用、不適正着用のほか、公道における運動や遊戯などにも罰金を科するとしています）

#### 関連記事

<http://www.cubadebate.cu/noticias/2020/08/27/covid-19-nuevas-medidas-restrictivas-para-reforzar-el-aislamiento-fisico-en-la-habana/#.X0kUlHn01PY>

#### 関連記事

<http://www.cubadebate.cu/noticias/2020/08/31/como-funcionara-el-comercio/#.X000ouTsZv0>

在留邦人の皆さまにおかれましては、関連情報に注意すると共に、今後とも、手洗い・うがいなどを行う、いわゆる三密を避ける、不要不急の外出を控えるなど、引き続き感染予防にご注意ください。